

福岡県公報

令和五年四月十八日
第三百九十号
増刊
①

目次

再掲

○福岡県議会における個人情報の適切な管理のための措置に関する規程

（議会事務局調査課）……………一

○福岡県議会公印規程の一部を改正する告示

（議会事務局総務課）……………二

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県議会告示第六号

福岡県議会における個人情報の適切な管理のための措置に関する規程を次のように定める。
令和五年三月三十一日

福岡県議会議長 桐 明 和 久

福岡県議会における個人情報の適切な管理のための措置に関する規程

（趣旨）

第一条 この規程は、福岡県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和五年福岡県条例第一号。以下「条例」という。）第九条第一項及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第六十六条第一項に規定する保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置について定めるものとする。

（定義）

第二条 この規程において、「保有個人情報」とは、条例第二条第四項（議会が行う事務の場合）又は法第六十条第一項（執行機関である知事の職員として行う事務の場合）

）に規定する保有個人情報という。

2 前項に規定するもののほか、この規程で使用用語は、条例又は法で使用用語の例による。

（総括管理者）

第三条 議会事務局に、総括管理者一人を置く。

2 総括管理者は、議会事務局長をもって充てる。

3 総括管理者は、次に掲げる事務を行う。

- 一 保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設け、定期又は随時に開催すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、議会における保有個人情報の管理に関する事務の総括に關すること。

（保護管理者）

第四条 福岡県議会事務局条例（昭和三十五年福岡県条例第四十号）第二条第一項に規定する課及び福岡県議会事務局規程（昭和三十五年十月福岡県議会公告示）第二条第一項の表の下欄に掲げる室に、保護管理者一人を置く。

2 保護管理者は、総務課にあつては副課長、その他の課又は室にあつては所属の長とし、所属における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

3 保護管理者は、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員（以下「特定個人情報事務取扱担当者」という。）及びその役割を指定しなければならない。

4 保護管理者は、各特定個人情報事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報の範囲を指定しなければならない。

5 保護管理者は、特定個人情報事務取扱担当者が特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講じなければならない。

6 保護管理者は、特定個人情報を複数の所属で取り扱う場合の各所属の事務分担及び責任を明確にしなければならない。

（保護担当者）

第五条 所属に、保護担当者一人（業務上必要と認められる場合にあっては複数人）を置く。

- 2 保護担当者は、庶務を所掌する係の長（係を置かない課又は室にあっては、課又は室の長が指名する者）をもって充てる。
- 3 保護担当者は、保護管理者を補佐し、所属における保有個人情報の管理に関する事務を行う。

（監査責任者）

第六条 議会事務局に、監査責任者一人を置く。

2 監査責任者は、総務課長をもって充てる。

3 監査責任者は、所属における保有個人情報の管理の状況について監査する。

（研修）

第七条 総括管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、保有個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行わなければならない。

2 保護管理者は、前項に規定する研修への参加を求める等の必要な措置を講じなければならない。

（補則）

第八条 前各条に定めるもののほか、第一条の趣旨に基づいて定めるべき職員の責務、保有個人情報の取扱い、安全確保上の問題への対応、監査及び点検等の実施等に関する規定については、知事が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程（令和五年三月福岡県訓令第六号）第三章から第六章までの規定及び同規程の運用に関する通知等を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条第一項	法第六十九条第二項第四号	条例第十二条第二項第四号又は法第六十九条第二項第四号
第十七条第二項	法第六十九条第二項第三号	条例第十二条第二項第三号又は法第六十九条第二項第三号
第十八条第三項及び第六項	法に基づき知事	条例又は法に基づき議長又は知事

第二十条第一項

法

条例又は法

第二十条第四項

知事

議長

第二十一条及び第二十二条

同条第二項

条例第十一条第二項又は法第六十八条第二項

第二十三条

知事部局

議会事務局

（細則）

第九条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に総括管理者又は総括管理者の指示に従い総務課長が定める。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県議会告示第三号

福岡県議会公印規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

福岡県議会議長 井上 忠 敏

福岡県議会公印規程の一部を改正する告示

福岡県議会公印規程（平成九年六月福岡県議会告示第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

〃 新生活推進商工	〃	〃	〃
〃 県民生活商工	〃	〃	〃

を

に改める。

附則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。